(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区分	係数	区分	係数
Ⅰの地域10種地	0.019	Ⅱの地域10種地	0.012
Ⅰの地域９種地	0.019	Ⅱの地域９種地	0.012
Ⅰの地域８種地	0.019	Ⅱの地域８種地	0.010
Ⅰの地域７種地	0.015	Ⅱの地域７種地	0.009
Ⅰの地域６種地	0.009	Ⅱの地域６種地	0.008
Ⅰの地域５種地	0.006	Ⅱの地域５種地	0.006
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　（略）

(3)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和二年度分の事務費交付金から適用する。

○厚生労働省・国土交通省令第一号

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十五条第一項の規定に基づき、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　赤羽　一嘉

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（公営住宅法第四十五条第一項の事業） **第一条**　公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一～四　（略） 五　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）	（公営住宅法第四十五条第一項の事業） **第一条**　公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一～四　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区分	係数	区分	係数
Ⅰの地域10種地	0.016	Ⅱの地域10種地	0.010
Ⅰの地域９種地	0.016	Ⅱの地域９種地	0.010
Ⅰの地域８種地	0.016	Ⅱの地域８種地	0.009
Ⅰの地域７種地	0.013	Ⅱの地域７種地	0.008
Ⅰの地域６種地	0.008	Ⅱの地域６種地	0.006
Ⅰの地域５種地	0.005	Ⅱの地域５種地	0.005
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　（略）

(3)　（略）

○経済産業省令第十六号

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十条の規定に基づき、株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和三年三月二十五日

経済産業大臣　梶山　弘志

株式会社日本貿易保険の会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 2～4　［略］ 5　この省令において、「信用事故代位見込債権」とは、貿易保険法施行規則第十一条第一項各号に掲げる保険金等の支払（第三項第一号又は第二号に掲げる場合におけるものに限る。）に関して会社が法第四十二条の規定により取得することが見込まれる権利のうち金銭債権であって、外国政府等以外の者に対するものをいう。 6　［略］	（定義） **第二条**　［略］ 2～4　［略］ ［削る］ 5　［略］